

道路法

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積^{たき}し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

第102条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 3 第四十三条(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。